受給開始のお知らせ（申立書による4月以降提出分）については、下記を参照ください。

年　月　日

四国電力送配電株式会社

様

受給開始のお知らせ

日頃は、当社事業に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、　　年　　月　　日、お客さまが所有する発電設備の当社系統への連系を確認いたしました。
ついては、先般、郵送させていただきました「電力受給契約のご案内」に記載しております「受給開始希望日」、「購入単価および適用期間」について、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社の太陽光発電設備の30日等出力制御枠である257万kW到達後の受付分となりますので、再エネ特措法施行規則第14条第１項第８号に定める出力抑制について無補償で応じて頂きます。

なお、お客さま所有の発電設備について、ノンファーム型接続が適用される場合は、お申込み時に同意いただきました同意書および同意事項記載の内容に応じて頂きます。

ご契約名義	様
受電地点特定番号	
受給開始日	年　月　日
購入単価 ※	再エネ特措法および同法の関係法令等に基づき、 １kWh当たり　　円
上記単価の適用期間	再エネ特措法および同法の関係法令等に基づき、運転開始期限日もしくは受給開始日のいずれか早い日　から　以降直後の検針日が属する月の翌月から起算して　120　月目の検針日の前日まで

※購入単価について、認定事業者がインボイス発行事業者である場合は消費税及び地方消費税の額に相当する額を加え、発電側託送供給料金の対象である場合には発電側託送供給料金に相当する額を加えます。
※再エネ特措法および同法の関係法令等に基づき、調達価格が変更となる場合は、変更後の調達価格を適用いたします。

※ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡下さい。
契約担当連絡先：　　[　　]

なお、本お知らせは、「電力受給契約のご案内」とともに保管くださいますようお願い申し上げます。

申立書による4月以降の提出分
- **３月２７日までに申立書を提出済みであること。**
- **書類の日付は令和８年４月１日以降の日付でも可とする。**

- **受給開始日は令和８年４月１日以降でも可とするが、電力需給契約は令和8年3月31日以前であること。**
- **ただし、令和８年６月３０日までに受給開始が間に合わない場合や、交付申請が間に合わない場合、補助対象外となるため、予約申請取り下げを内容とする変更承認申請書を提出すること。**